

競争見積に関する低見積調査価格制度の取扱い要領

1 目的

地方自治法施行令第167条の10第1項及び、津山市契約規則第9条の規定に準じ、競争見積参加者が見積りした価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、当該見積について調査することにより、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的とする。

2 対象

競争見積によって随意契約を締結しようとする場合における見積を対象とする。

3 低見積調査価格の設定

予定価格（税抜）または見積上限価格（税抜）（以下「予定価格等」という。）の工事については88%、委託については82%を下回った見積価格（税抜）を、低見積調査価格とする。

4 調査

低見積調査価格を下回った見積事業者のうち、最低の価格で見積りした事業者から順に、提出された見積内訳書により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、その事業者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かを調査する。

調査の基本方針は後段に示すものとし、必要がある時は、以下の内容により、見積事業者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) その見積価格で見積りした理由書を提出させる。

(2) 手持ち業務、手持ち資材、手持ち機械等の状況。

なお、必要な場合は、次項目について調査を行う。

(1) 技術者、労務者の供給の見通し

(2) 過去の業務委託実績、業務委託成績

(3) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を含む）

(4) 信用状況（業法違反の有無、貸金不払いの有無、下請代金の支払い遅延等）

(5) その他必要な事項

《基本方針》

見積価格の見積内訳書の調査を行う場合は、見積内訳書の以下の項目について順に十分調査し、満足する場合はその時点で調査を終了し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものと判断する。

また、調査に協力しない者についても「当該契約内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

調査項目

- 調査条件① 仕様書等の内容を網羅していること。
- 調査条件② (工事) 見積金額は、予定価格等の 88%以上であること。
(委託) 見積金額は、予定価格等の 82%以上であること。
- 調査条件③ (工事) 見積金額は、算定実勢価格の 88%以上であること。
(委託) 見積金額は、算定実勢価格の 82%以上であること。
- 調査条件④ 予定価格等の範囲内で見積りをした者であること。

※算定実勢価格とは

調査条件①をクリアした見積書の平均見積金額（見積事業者数が5者以上の場合は、最上下値を除外）を算定実勢価格とする。

5 契約審査委員会による審査

前記の調査条件により、契約審査委員会（契約監理室長、契約参事、検査参事、設計審査主査、設計・業務担当課長）で審査する。

（1）最低の価格で見積りした事業者と契約について協議する場合

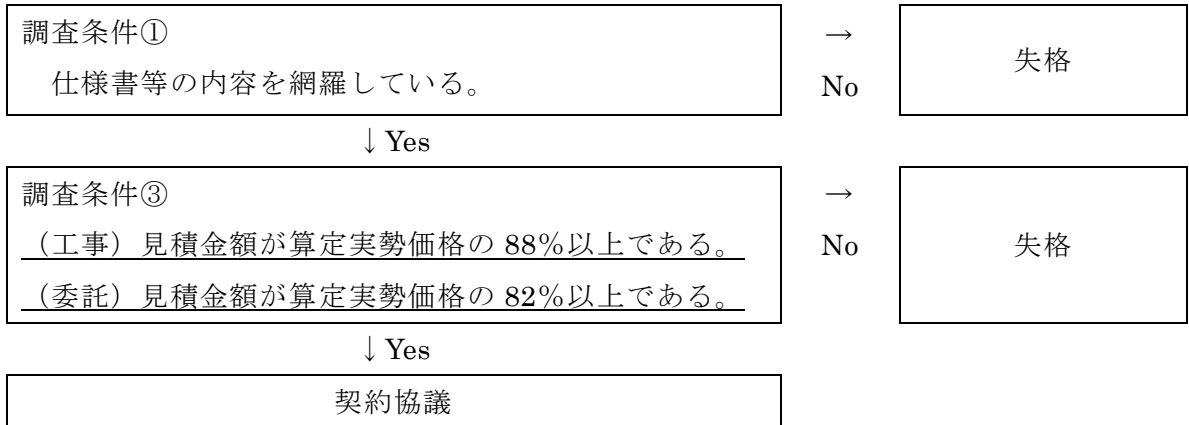
最低の価格で見積りした事業者に対して、契約について協議する旨を通知する。
なお、最低の価格で見積りした事業者が複数いる場合は、くじ引きにより契約協議の相手方を決定する。

（2）最低の価格で見積りした事業者と契約について協議しない場合

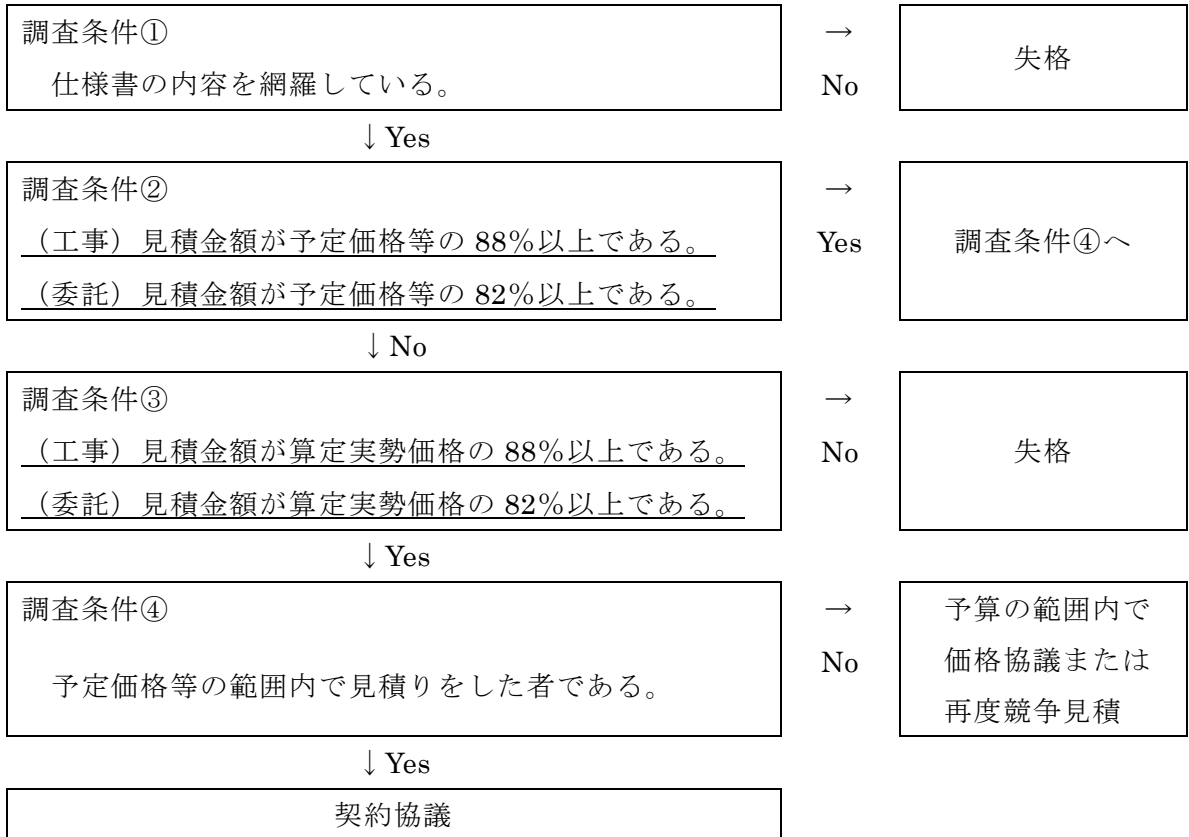
最低の価格で見積りした事業者及び低見積調査により失格した事業者を除いた他の見積事業者のうち、予定価格等の範囲内で、最低の価格で見積りした事業者と契約について協議する。なお、当該見積事業者の見積額が、予定価格等を上回っている場合は、予算の範囲内で価格協議をするか、仕様を見直したうえで同一の事業者で再度見積合わせをすることができる。

フロー図

最低の価格で見積りした事業者に対し、次の調査を行う。



最低の価格で見積りした事業者が失格となった場合は、その他の見積事業者のうち最低の価格で見積りした者から順に次の調査を行う。



6 施 行

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

改正 平成 22 年 10 月 1 日

改正 平成 23 年 7 月 1 日

改正 平成 28 年 11 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日